

公立大学法人国際教養大学中期計画（案）について

平成28年2月24日
学 術 振 興 課

1 中期計画の策定

公立大学法人は、地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、県が指示した中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、知事の認可を受けなければならないとされていることから、今年度中に中期計画を策定しようとするものである。

なお、知事は、中期計画を認可しようとするときは、同条第3項の規定により、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされている。

2 中期計画の主な内容

(1) 教育研究

① 教育の充実

- 海外大学の協力を得て行う教育内容の検証・見直し
- 県内他大学との連携による理系の汎用的な学術基礎教育の充実や、グローバル経営を学ぶ科目の強化など、科目構成の見直し
- 留学生が日本や秋田への理解を深めるための日本研究科目の拡大 等

② 多様な学生の確保

- 入学定員を175人から200人に拡大
- 新たな県地域枠の設定など選抜方法の見直し等による県出身入学者の拡大
- 海外提携大学の拡大と関係強化等による留学生の確保 等

③ 学生支援

- テーマ別ハウス群の導入による24時間教育の推進
- 県内就職拡大のための県内企業と学生とのマッチングの推進
- 企業や企業支援機関等との連携による学生の起業意識の醸成
- 学修、学生生活、留学、就職等における学生支援の充実 等

④ 研究の充実

- 海外大学からの教員や研究者の招聘による学術交流の推進 等

- ☆数値目標
- ・ 一般選抜試験倍率：5倍以上
 - ・ 県内出身入学者数：学部入学定員の2割以上
 - ・ 海外提携校数：200大学（目標年度：平成33年度）
 - ・ 就職希望者に占める就職者の割合：100%

(2) 地域貢献

① 学校教育への支援

- 県内小・中・高校等における英語教育への支援及び留学生派遣交流の推進
- スーパーグローバルハイスクール（秋田南高校）が実施する教育プログラムへの支援
- イングリッシュビレッジやティーチャーズセミナーの開催 等

② 国際化の推進

- 留学生と県内の小・中・高校生や地域住民との交流の拡充
- アジア地域研究連携機構による海外展開を目指す県内企業への支援や、海外との交流等に関する提言 等

③ 地域社会への貢献

- 大学が有する教育資源を活用した公開講座等の開催
- 企業等の人材を受け入れて行う社会人の能力開発
- アジア地域研究連携機構による本県が直面する課題等に関する調査研究や、地域活性化に資する提言 等

☆数値目標 ・留学生の小・中学校等との交流回数：200回／年
・公開講座等開催回数：10回以上／年

(3) 業務運営の改善

- 海外大学等の協力を得て行う運営体制の検証・見直し
- 入学定員の増に伴う関係施設の整備 等

3 今後のスケジュール

平成28年 3月 地方独立行政法人評価委員会への意見聴取、知事の認可